

会計年度任用職員 特別休暇 一覧

【有給の特別休暇】

特別の事由	期間又は日数
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁等への出頭	その都度必要と認める期間
職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢(しょう)血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合の当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等	その都度必要と認める期間
夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の6月20日から9月30日までの間(職務の特殊性その他の特別な事由がある職員にあっては、市長が定める期間)において5日を超えない範囲内の日数(※下記参照)
職員の結婚	5日を超えない範囲内で必要と認める期間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する交通の制限又は遮断	その都度必要と認める期間
風水震災火災その他の非常災害による交通遮断	その都度必要と認める期間
その他交通機関の事故等の不可抗力の事故	その都度必要と認める期間
風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
親族の死亡(忌引休暇一覧に掲げる親族に限る。)	忌引休暇一覧に定める期間内において必要と認める期間(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加算することができる。)
女子職員の分べん	分べん予定日以前6週間目(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内において必要と認める期間

(次ページに続く。)

特別の事由	期間又は日数
<p>職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>1週間の勤務日は5日以上とされている会計年度任用職員に掲げる職員にあっては10日の範囲内の期間、1週間の勤務が4日以下とされている職員にあっては、 【療養休暇日数表】の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同法の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とすることとする。 負傷又は疾病が公務上のものである場合は、その療養に必要と認められる期間の休暇を与えるものとする。ただし、上記有給休暇の期間を超えた日以後の休暇は、無給休暇とする。</p>

【無給の特別休暇】

特別の事由	期間又は日数
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる場合を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	1の年度において5日を超えない範囲内の日数
妊娠中又は出産後1年以内である女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	当該女子職員が妊娠中である場合にあっては、妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回及び妊娠満36週から分娩までは1週間に1回その都度必要と認める時間（医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示するところにより、当該必要な時間）とし、当該女子職員が出産後1年以内である場合にあっては、医師又は助産師が保健指導又は健康診査を受けることを指示した場合に限り、その指示するところにより、当該必要な時間とする。
妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関等の混雑又は渋滞の程度が、母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でその都度必要と認められる時間
職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の日数とし、休暇の単位は、1日又は1時間とする。
職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	5日を超えない範囲内の日数とし、休暇の単位は、1日又は1時間とする。

（次ページに続く。）

特別の事由	期間又は日数
女子職員の生理	2日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
生後満1年に達しない子の養育	1日2回、1回30分（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内の日数とし、休暇の単位は、1日又は1時間とする。
要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内の日数とし、休暇の単位は、1日又は1時間とする。
父母又は配偶者の祭日	1日

【忌引休暇 一覧】

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

【療養休暇日数表】

1週間の勤務日	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から120 日まで	48日から72 日まで
日数	7日	5日	3日	1日